

南部町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

目 次

1	計画策定の背景及び目的	1
	(1) 背景及び目的	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画期間	2
	(4) 対象施設	2
2	公共施設等の現況及び将来の見通し	3
	(1) 公共建築物の現状と課題	3
	(2) インフラ資産の現状と課題	5
	(3) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	7
	(4) 財政の状況	8
3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	9
	(1) 公共施設等の総資産量の適正化	9
	(2) 公共施設等の長寿命化の推進	10
	(3) 民間活力の導入	11
4	計画の実行及び評価	12
	(1) 公共建築物	12
	(2) インフラ資産	13
5	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	14

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景及び目的

本町では、高度経済成長期以降、住民ニーズに対応するため、「教育施設」、「公営住宅」、「図書館」などの『公共建築物』や「道路」、「簡易水道」などの『インフラ資産』といった公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設等の老朽化が進展しており、近い将来、多くの公共施設等の改修・更新時期を迎え、多額の維持・更新費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面では、長期的には人口減少等による税収の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設等の維持・更新費用の軽減・平準化が、喫緊の課題となっています。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な財政経営を実現するためには、個々の施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このような状況を踏まえ、本町では、長期的な資産経営の視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針となる「南部町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

当計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」（行動計画）となります。

なお、当行動計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」（個別施設計画）についても、今後、策定します。

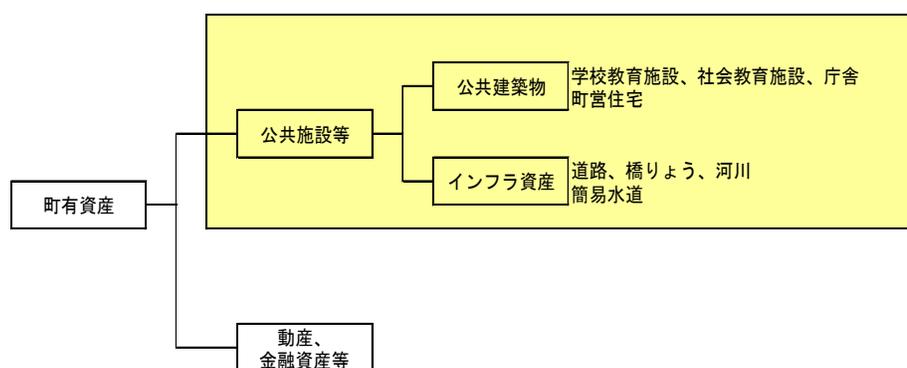
(3) 計画期間

資産経営の推進においては、中長期的な視点が不可欠です。

高度経済成長期以降、バブル期に整備された公共建築物の建替・更新時期やインフラ資産の補修時期が今後の30年間に集中することから、平成28年度から平成57年度までの30年間を対象期間とします。

(4) 対象施設

本町の所有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共建築物の現状と課題

① 用途別保有状況

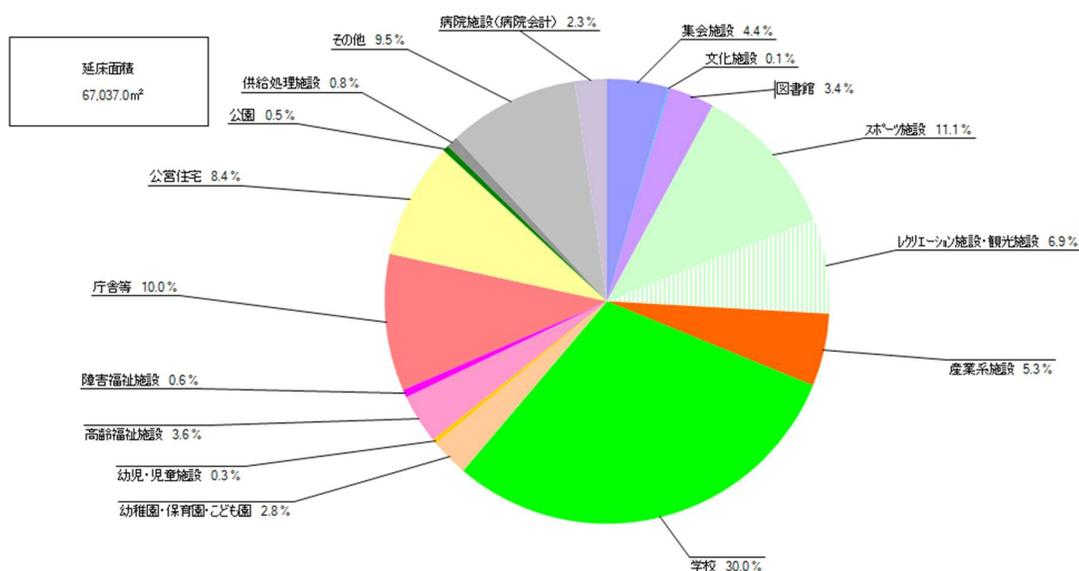
本町が保有する公共施設等¹のうち、公共建築物は、平成27年3月末時点で182施設、総延床面積は68,489㎡であり町民一人当たりの延床面積は、7.96㎡（※）となっています。

用途別では、学校施設（30施設、20,124㎡、30.0%）が最も多く、続いてスポーツ・レクリエーション施設（30施設、12,077㎡、18.0%）となっており、この二つの用途だけで全体の約5割を占めています。

（※）町民一人当たり面積の算定にあたっては、平成26年10月1日時点の本町推計人口（8,609人）を使用。

用途別面積、割合（平成27年3月末現在）

種別	面積(m ²)	割合(%)	種別	面積(m ²)	割合(%)
文化社会教育施設	5,285	7.9	公営住宅	5,651	8.4
スポ・レク施設	12,077	18.0	公園	304	0.5
産業施設	3,538	5.3	供給処理施設	556	0.8
学校教育施設	20,124	30.0	医療施設	1,567	2.3
子育て支援施設	2,090	3.1	その他	6,383	9.5
保健・福祉施設	2,788	4.2	合計	67,037	
行政施設	6,675	10.0	簡易水道	1,452	下記グラフ除外



建物面積の内訳(公共施設)

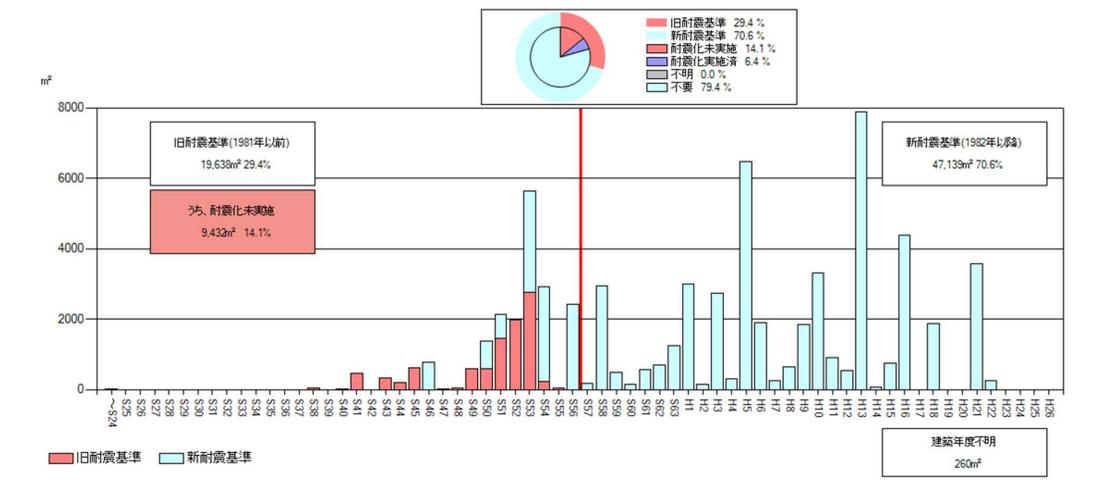
② 築年別整備状況

高度経済成長以降の生活形態の変化に伴い、昭和50年代から、主に教育施設、町民文化系施設等の施設を多く整備してきました。現在、建築からの平均経過年数は36年となっています。

既に建築後36年を経過している施設（昭和56年以前に建築した施設）は、19,898㎡、全体の29.7%となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年5月以前に建築された施設は、本町

では、平成8年度から耐震対策に取り組んでおり、平成26年度までに19,898㎡の約5割の施設が東海地震において想定される建物被害に対する耐震性能を有しています。



耐震化の状況(公共施設)

③ 課題

上述のとおり、本町の公共建築物は、今後、急速に老朽化が進行します。これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

次の前提条件のもと、今後40年間に要する維持更新費を試算すると、総額で約266億円（年平均で約6.7億円）となります。

一方で、これまで実際に支出してきた維持更新費は年平均で約4.2億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても、年間あたり約2.5億円が不足するものと考えられます。

【前提条件】

- ・ 現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。
- ・ 建替え更新周期は60年周期、大規模修繕は30年周期とする。
- ・ 維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む。

(2) インフラ資産の現状と課題

① インフラ資産の現状

平成27年3月末時点の本町の主なインフラ資産の保有量は、次のとおりとなっています。

主なインフラ資産の保有量（平成27年3月末現在）

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	191.570 k m
	橋りょう	184橋
	舗装（延長）	168.827 k m
	横断歩道橋	0橋
	道路照明灯	12基
河川	河川数	16河川
	河川延長	5.25 k m
	水門・樋門	1箇所
農業施設	林道	101 k m
	農道	3.519 k m
簡易水道	管路延長	150.5 k m
	浄水場	24箇所
	配水池	40箇所

② 築年別整備状況

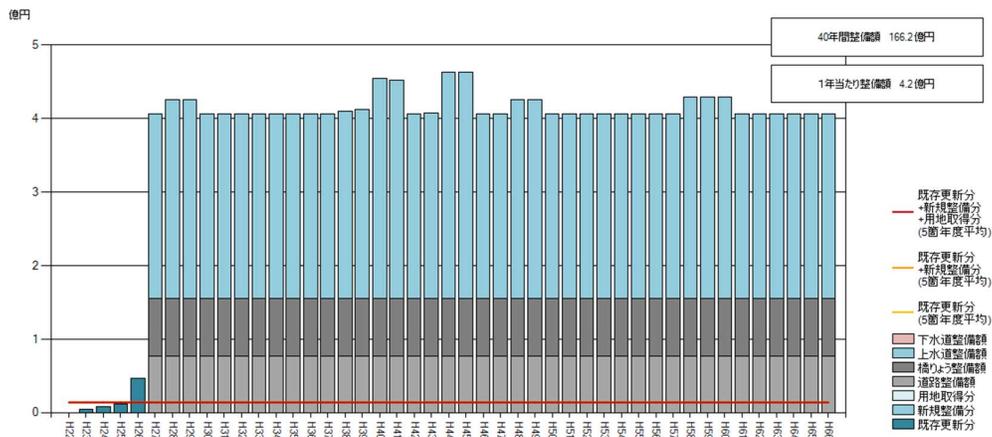
本町のインフラ資産についても建設後57年が経過している構造物もあり、今後、老朽化の進行が懸念されます。

③ 課題

今後、急速に老朽化が進行していくことが懸念されるインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に維持管理していくかが課題となります。

【参考】

- 「道路」における今後40年間に要する維持更新費（試算）
総額30.9億円（年平均0.8億円）
- 「橋りょう」における今後40年間に要する維持更新費（試算）
総額31.1億円（年平均0.8億円）
- 「簡易水道」における今後40年間に要する維持更新費（試算）
総額154.6億円（年平均2.6億円）

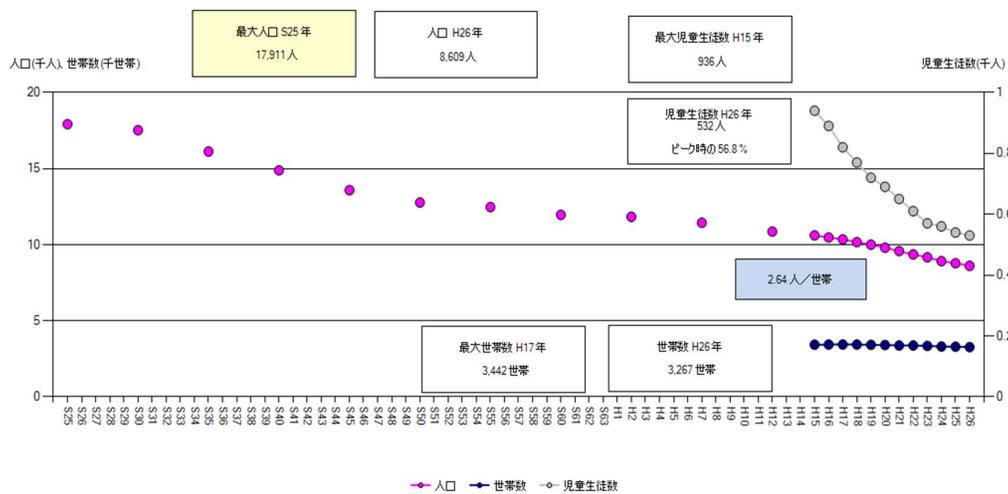


将来の更新費用の推計(インフラ資産)

(3) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

① 人口推移

本町の人口は、平成15年3月1日の合併以降右肩下がりに減少しており、平成27年現在では、8,067人となっています。

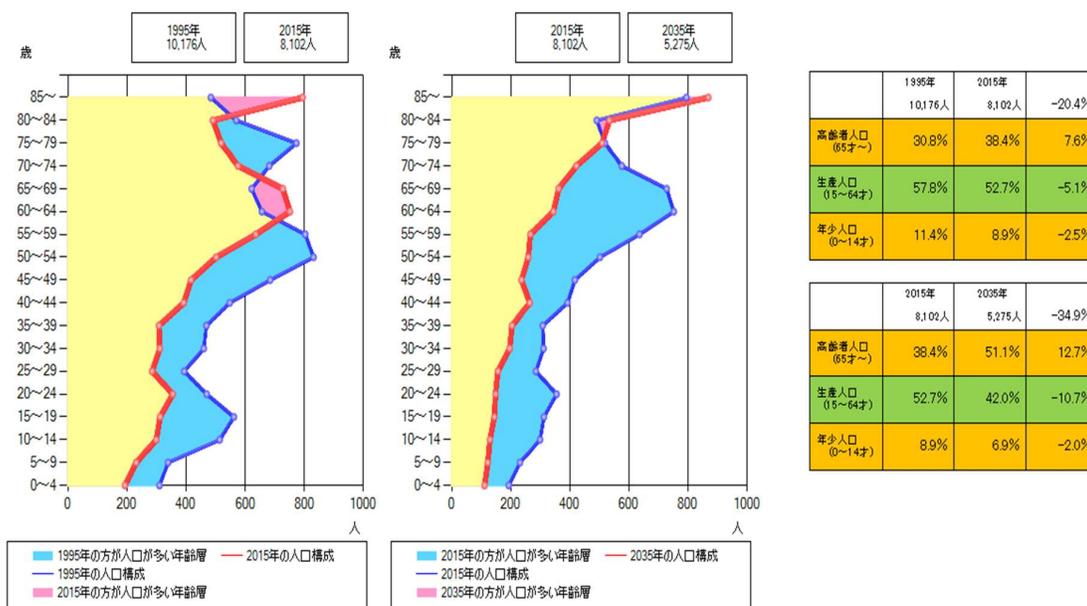


人口、世帯数及び児童生徒数の推移

②将来人口の推計

平成15年をピークに減少している本町の人口は、平成47年には5,275人まで減少することが予想されます。

また、人口構成については、生産年齢人口（15歳～64歳）が大幅に減少する一方、少子高齢化がより進行することが見込まれています。



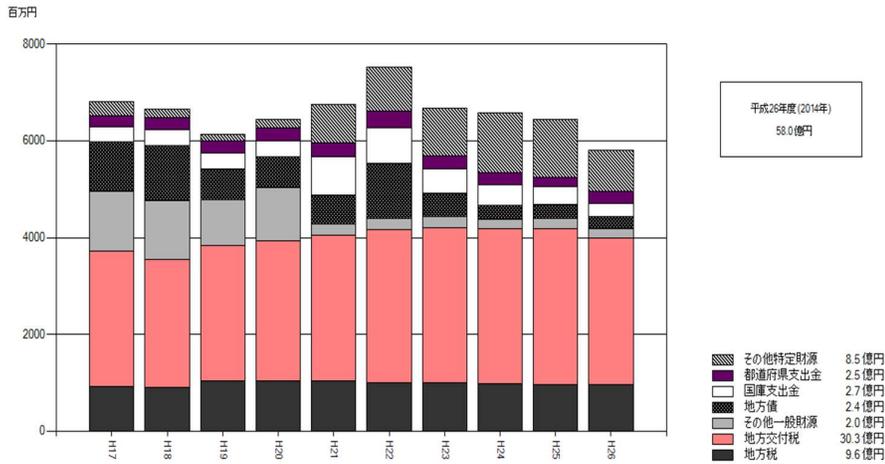
将来人口動向

(4) 財政の状況

① 歳入の状況

平成26年度における歳入総額は58.0億円となっており、平成16年度をピークにして減少傾向にあります。

主な自主財源である本町税収入については、概ね9.7億円前後で、減少傾向で推移しています。

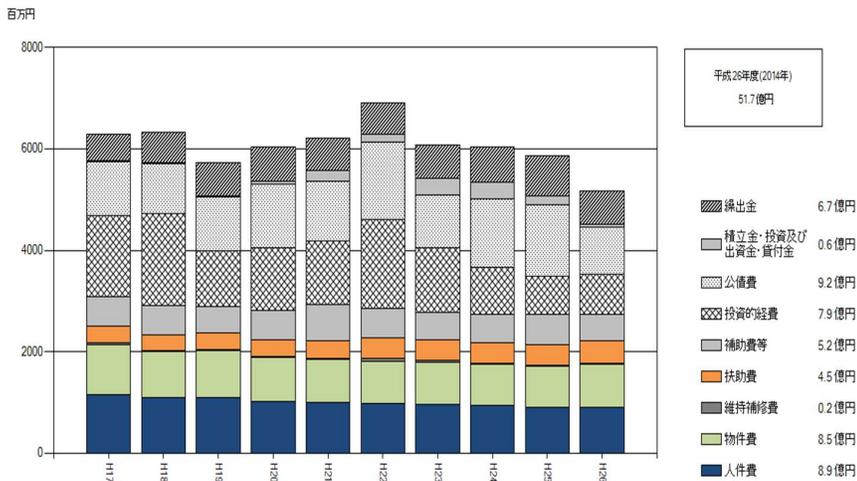


歳入決算額の推移(普通会計決算)

② 歳出の状況

本町の歳出のうち、義務的経費ⁱⁱについて、人件費・物件費は減少傾向にあるものの、扶助費ⁱⁱⁱ及び繰出金^{iv}は増加傾向にあります。全体としては減少しています。

特に繰出金の金額は、平成17年度に約5.2億円であったものが、平成26年度には約6.7億円となっています。



歳出決算額の推移(普通会計決算)

③ 財政状況についての今後の見通し

歳入について、生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。

また、法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。

このことなどから、本町一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出では、義務的経費のうち人件費については職員の定員管理の徹底により減少傾向にあるものの、今後も少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設等の総資産量の適正化

① 基本方針

公共施設のあり方や必要性について、住民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

公共建築物については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ資産については、住民生活における重要性及び道路、河川、簡易水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づきそれぞれの個別施設計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

なお、施設の縮減にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、近隣市町村との広域連携、民間施設による補完等の視点に入れ、取り組みます。

② 具体的取組

○公共建築物

- ・ 保有施設を廃止、複合化^v、集約化^{vi}、用途変更^{vi}するなど、施設の保有総量の縮減に取り組みます。
- ・ 施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行います。

【総延床面積の縮減目標】

総延床面積を40年間で20%縮減します。（平成27年3月末比）

※縮減率は、次の「将来更新費の試算額」と「確保可能な財源の試算額」とが均衡する割合とします。

【縮減目標値の算定根拠】

●将来維持更新費の試算：266億円（今後40年間の総額より算出）

【前提条件】

- ・現在保有する公共建築物を全て保有し続けたとする。
- ・長寿命化を推進し、建て替え更新周期を60年周期、大規模修繕は30年周期とする。
- ・維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む。

●確保可能な財源の試算

財源①：現在の維持更新に係る支出水準 4.2億円／年

※平成22～26年度までに公共建築物に要した普通建設事業費及び維持補修費の年平均の金額

財源②：延床面積を縮減することにより削減できる管理運営費縮減率 1%あたり1,400万円／年

※公共建築物に係る管理運営費の実績に基づき算出

※削減した管理運営費を全て維持更新費の財源に充てると仮定

○インフラ資産

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢やニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行います。
- ・整備や更新時には、長期に亘り維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

（2）公共施設等の長寿命化の推進

① 基本方針

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

- ・建替更新周期：原則60年
- ・大規模修繕：原則30年

② 具体的取組

○ 公共建築物

- ・ 公共構築物の施設の種別ごとに別途策定する個別施設計画等に基づき、長期的な修繕計画の策定や日々の点検・診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理（計画保全^{viii}）を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図るとともに、計画的に耐震改修をすすめ、ライフサイクルコスト^{ix}を削減します。
- ・ 建て替え更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

○ インフラ資産

- ・ 道路、河川、簡易水道(上水道)といった施設の種別ごと別途策定する個別施設計画等に基づき、施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した長期的な修繕計画の策定や日々の点検・診断等の強化、それらの履歴の集積・蓄積など、計画的な維持管理（計画保全^x）を推進することにより、施設の安全確保や延命化を図る計画的な維持管理を行います。
- ・ ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に延命化させます。

(3) 民間活力の導入

① 基本方針

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

② 具体的取組

○ 公共建築物

- ・ 官民の役割分担を明確にし、PPP^{xi}／PFI^{xii}などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進します。
- ・ 包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

○ インフラ資産

- ・ 研究機関や企業との連携を強化し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を可能にします。
- ・ PPP／PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入します。
- ・ 包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

4 計画の実行及び評価

当計画を円滑に推進し、実効性のあるものとするため、庁内委員会(財政課を事務局とし、町総合計画を所管する企画課と施設の維持管理を担当する部署(以下「施設所管課」といいます。))を委員とする)において、次の方策により、計画の実行、進捗状況等についての評価及び見直しを実行していくこととします。

(1) 公共建築物

① 方向性の検討(庁内委員会)

教育施設、町営住宅等といった施設群別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な町民ニーズの予測や政策適合性を加味し、各群の長期的な施設整備の方向性を示します。

② 現状把握(施設所管課)

共通の様式により、個別施設ごとに点検・診断記録に加え、利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

③ 施設評価の実施(施設所管課)

○評価方法

【1次評価】施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度について、定量的な視点での評価を行います。

【2次評価】1次評価結果を基に、施設群ごとに示す方向性を踏まえ、地域内の配置状況や設置の経緯などの要素を加えた評価を行います。

【総合評価】2次評価結果を基に、住民意見等を加えた評価を行います。

○評価結果

評価は、「継続」、「統合」、「廃止」、「更新」の4区分とし、結果は、公表するとともに、個別施設計画において次の方向性に基づく取り組みを実行します。

○取組の方向性

- ・継続：個別施設計画に基づき、計画保全を実施する。
- ・統合：他の用途との複合化など、施設の有効活用を検討する。
- ・廃止：用途を廃止する代わりに近隣市町との連携や類似民間施設への移転等を検討するとともに、跡地は原則として売却する。
- ・更新：民間活力の導入による運営を積極的に推進する。

(2) インフラ資産

インフラ資産については、複合化・集約化等の統合や、施設そのものの廃止が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

① 方向性の検討（庁内委員会）

道路、河川、簡易水道、といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。

その結果から施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

② 現状把握（施設所管課）

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③ 更新・補修の実施（施設所管課）

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施します。

④ 取組の見直し（庁内委員会）

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

5 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 推進体制

資産経営の推進にあたっては、全体を一元的に管理し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、方針の決定や進行管理を行うことが重要です。

そのため、専門の実施組織として財政課を事務局とする庁内委員会を設置し、資産経営の推進を行います。

併せて、施設類型（道路、学校等）ごとに各施設管理者において管理されている個別施設等の情報について、庁内ネットワークなどを通じて、全庁的に把握できるようなシステムを構築すると同時に、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法・管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整備します。

② 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な資産経営を実施していくには、予算編成部署との連携が必要不可欠です。

そのため、資産経営の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、資産経営による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

③ 住民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の住民への提供を推進します。

④ 職員の意識改革

全庁的に資産経営を推進していくには、職員ひとりひとりが自覚を持って取り組んでいく必要があります。

公共施設等の現状や資産経営の導入意義などを十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や住民ニーズの変化に対応できるような住民サービスの向上のため自らの創意工夫により実践していくことが重要であるため、研修会等の開催を通じて職員の啓発に努め、資産経営のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

ⁱ公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である。

ⁱⁱ義務的経費…地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費(人件費、公債費、扶助費)

ⁱⁱⁱ扶助費…生活保護、児童福祉、老人福祉、身障者福祉に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられている経費

^{iv}公債費…地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計

^v複合化…用途が異なる複数の施設を一つの建物にまとめること

^{vi}集約化…用途が同種あるいは類似している複数の施設を一つの建物にまとめること

^{vii}用途変更…これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること

^{viii}計画保全…施設等に不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」と、耐震工事や空調増設工事など施設改善を行う「改良保全」を適切に組み合わせて実施する管理手法

ix ライフサイクルコスト・・・施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費

x 計画保全・・・施設等に不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」と、耐震工事や空調増設工事など施設改善を行う「改良保全」を適切に組み合わせて実施する管理手法

xi PPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

xii PFI・・・Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう